

長岡京市議会会議規則の一部改正について

地方自治法第112条及び長岡京市議会会議規則第14条の規定により、みだしの議案を別紙のように提出する。

令和元年6月25日

長岡京市議会議長 様

提出者 八 木 浩

賛成者 西 條 利 洋

小 原 明 大

白 石 多津子

三 木 常 照

綿 谷 正 巳

進 藤 裕 之

山 本 智

(提案理由)

議員活動と育児・介護等を両立できる環境を保障するため、規則の一部を改正する必要があるので提案する。

長岡京市議会会議規則の一部を改正する規則

長岡京市議会会議規則（昭和48年長岡京市議会規則第1号）の一部を次のように改正する。

改正後	改正前
<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。<u>ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</u></p> <p>2 【略】</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。<u>ただし、特にやむを得ない理由により、事前に届け出ることができないときは、この限りでない。</u></p> <p>2 【略】</p>	<p>(欠席の届出)</p> <p>第2条 議員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに議長に届け出なければならない。</p> <p>2 【略】</p> <p>(欠席の届出)</p> <p>第84条 委員は、事故のため出席できないときは、その理由を付け、当日の開議時刻までに委員長に届け出なければならない。</p> <p>2 【略】</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。